

○名護市市場の設置及び管理に関する条例

平成18年3月24日

条例第8号

改正 平成22年10月18日条例第13号

平成25年9月24日条例第23号

平成26年3月26日条例第7号

名護市営市場設置及び管理条例（昭和49年条例第7号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、生鮮食品等の流通の円滑化を図ることにより市民の消費生活の安定に資すること並びに新たな商業の担い手の育成、雇用創出及び食文化の継承・発信につながる商業拠点を形成し、地域商業の振興を図ることを目的として、名護市市場（以下「市場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
名護市営市場	名護市城一丁目4番11号
名護市青果等市場	名護市字宇茂佐1番地

（使用の許可）

第3条 市場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 使用を許可する期間は、2年以内とする。ただし、ワゴンショップについては、6月以内とする。
- 3 使用許可期間満了後、引き続き使用しようとする者は、継続使用の許可を受けなければならない。ただし、チャレンジショップ及びワゴンショップは、使用許可期間満了後、他に使用しようとする者がある場合には継続使用することができない。

（使用料）

第4条 名護市営市場（時間単位で使用する施設を除く。）及び名護市青果等市場の使用料は、別表第1のとおりとする。

- 2 名護市営市場（時間単位で使用する施設に限る。）の使用料は、別表第2のとおりとする。

（使用料の納付方法）

第5条 別表第1に掲げる使用料は、毎月15日までにその月分を納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、使用料の徴収を猶予した納付期日を定めることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、新たに使用の許可を受けた者は、許可を受けた日の属する月分の使用料を許可を受けた際に納付しなければならない。この場合において、使用料は日割計算とする。
- 3 別表第2に掲げる使用料は、許可を受けた際に納付しなければならない。

（休場日及び営業時間）

第6条 市場の休場日及び営業時間は、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に市場の管理を行わせることができる。

(指定管理者の選定)

第8条 市長は、前条の規定により指定管理者に市場の管理を行わせようとするときは、名護市公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第1号。以下「基本条例」という。）第4条の規定及び次に掲げる基準により、市場の指定管理者を選定するものとする。

- (1) 市営市場の販売促進を行うことができるものであること。
- (2) テナントの管理を行うことができるものであること。

(指定管理者の業務の範囲)

第9条 第7条の規定により指定管理者に管理を行わせるときの指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。この場合において、第5条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

- (1) 休場日又は営業時間に関する業務
- (2) 使用の許可及び許可に付する条件に関する業務
- (3) 使用の許可の取消しに関する業務
- (4) 使用料の徴収及び納付期日に関する業務
- (5) 立入りの制限等に関する業務
- (6) 原状回復に関する業務
- (7) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (8) その他市場の管理上、市長が必要と認める業務

2 前項第2号及び第3号については、ワゴンショップ、食文化人材育成施設及び駐車場の管理に限るものとする。

(利用料金等)

第10条 指定管理者の管理による場合の別表第2に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として收受されるものとする。

2 利用料金は、法第244条の2第9項の規定に基づき、別表第2に定める金額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

(規則への委任)

第11条 この条例及び基本条例に定めるもののほか、市場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(名護市仮設卸売市場設置及び管理条例の廃止)

2 名護市仮設卸売市場設置及び管理条例（昭和50年条例第22号）は、廃止する。

（名護市条例の廃止に関する条例の一部改正）

3 名護市条例の廃止に関する条例（昭和48年条例第26号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（経過措置）

4 この条例の施行前にこの条例による改正前の名護市営市場設置及び管理条例又は附則第2項の規定による廃止前の名護市仮設卸売市場設置及び管理条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 この条例の施行の際現に改正前の名護市営市場設置及び管理条例又は附則第2項の規定による廃止前の名護市仮設卸売市場設置及び管理条例の規定により市場の管理を委託された者があるときは、この条例の規定にかかわらず、平成18年9月1日（その日前にこの条例の規定に基づき市場の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間の市場の管理は、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の名護市市場の設置及び管理に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の名護市市場の設置及び管理に関する条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の名護市市場の設置及び管理に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の名護市市場の設置及び管理に関する条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年条例第7号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係）

1 名護市営市場使用料

区分	単位	料金
生鮮食品等店舗	使用面積1平方メートル当たり1月につき	1,500円
物販店舗		1,100円
飲食店舗		1,000円
まちなか情報コーナー		1,100円

チャレンジショップ	2年以内のとき		500円
	2年を超えるとき		1,000円
ワゴンショップ		1台1日につき	500円

## 2 名護市青果等市場使用料

区分	単位	料金
貸店舗1	使用面積1平方メートル当たり1月につき	732円
貸店舗2		809円
貸店舗3		684円
貸店舗4		721円
貸店舗5		600円
貸店舗6		600円
貸店舗7		769円
貸店舗8		769円
貸店舗9		600円
貸店舗10		769円
貸店舗11		600円
貸店舗12		600円
貸店舗13		600円
貸店舗14		739円
貸店舗15		600円

## 3 備考

- (1) 使用料は、料金の額と、料金の額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額とを加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (2) 使用面積に1平方メートル未満の端数を生じたときは、小数点以下1位の値までとし、小数点2位以下は切り捨てるものとする。
- (3) 使用者が使用する電気、上下水道、電話等の料金及び施設の共益費は、使用料に含まれないものとし、使用者の負担とする。

## 別表第2（第4条、第5条、第10条関係）

区分	単位	料金		冷房等使用追加料金
食文化人材育成施設	1室1時間につき	800円		750円
		営利	1,600円	
駐車場	1台30分につき	50円		

備考

- 1 使用料は、料金の額と、料金の額に消費税額及び消費税額に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額とを加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 2 使用時間に1時間（駐車場にあつては30分。以下同じ。）未満の端数があるときは、当該端数を1時間とする。
- 3 許可された時間を超えて使用したときは、その超過した時間に応じて、使用料を徴収する。
- 4 営利とは、商業宣伝若しくは入場料等を徴収する興行又はこれらに類する行為を目的として使用することをいう。